

亀岡市告示第172号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和8年亀岡市告示第42号で指定した指定納付受託者について、事務所の所在地の変更があったので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第3項の規定により告示する。

令和8年7月21日

亀岡市長 桂川 孝裕

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社トラストバンク
- 2 指定納付受託者の所在地
【変更前】
東京都品川区上大崎3丁目1番1号
【変更後】
東京都港区北青山二丁目14番4号
- 3 変更日
令和8年7月21日